

『南小国町支障木伐採事業補助金』について

南小国町では、町民の安心安全な生活環境を保全するための森林整備の推進を目的として、支障木の伐採及び処分を行う方に対して、以下のとおり補助金を交付します。

◎支障木とは

- ・倒木の際に人が居住している建物に被害を与える危険のある立木

※支障木となる樹木のある土地の登記地目が「山林」であること

◎交付対象となる方について

- ・支障木のある山林の所有者または管理者

◎対象となる経費について

・住宅に影響のないよう配慮した伐採方法で支障木を伐採し、玉切り、集積する作業を阿蘇森林組合に委託することに要する費用

◎補助金額について

- ・支障木の伐採経費 1/2以内 上限10万円

※補助対象経費に消費税及び地方消費税相当額を含む。補助金額の千円未満は切り捨て

◎補助金交付までの流れについて

1 交付申請の準備（申請者、阿蘇森林組合）

阿蘇森林組合と支障木の状況、伐採方法などについて確認を行ってください。

2 交付申請書の提出（申請者→町農林課）

必要な書類：見積書、位置図、支障木の写真、森林所有者であることが確認できる書類（登記簿謄本等）、確約書（森林所有者と申請者が異なる場合）

3 交付決定（町農林課→申請者）

※交付決定前の事業実施はできません。

4 支障木伐採

5 実績報告書・請求書の提出（補助事業者→町農林課）

必要な書類：請求書等の写し、領収書等の写し、位置図、事業完了後の写真

6 補助金交付（町→補助事業者）

補助金の返還等について

南小国町支障木伐採事業補助金交付要綱又は要綱に基づく指示に違反したとき、補助金運用が不適当、虚偽の申請その他不正行為によって補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じる場合があります。